

令和8年5月20日

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第14条第5項に規定する令和8年度の国民健康保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、同条第6項において準用する条例第11条の4第3項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1	条例第14条第5項第1号アに掲げる額	751円
2	条例第14条第5項第1号イに掲げる額	40円
3	条例第14条第5項第1号ウに掲げる額	
	条例第11条の4第1項第4号アに規定する世帯に係る額	731円
	条例第11条の4第1項第4号イに規定する世帯に係る額	366円
	条例第11条の4第1項第4号ウに規定する世帯に係る額	549円
4	条例第14条第5項第2号アに掲げる額	536円
5	条例第14条第5項第2号イに掲げる額	28円
6	条例第14条第5項第2号ウに掲げる額	
	条例第11条の4第1項第4号アに規定する世帯に係る額	522円
	条例第11条の4第1項第4号イに規定する世帯に係る額	261円
	条例第11条の4第1項第4号ウに規定する世帯に係る額	392円
7	条例第14条第5項第3号アに掲げる額	215円
8	条例第14条第5項第3号イに掲げる額	12円
9	条例第14条第5項第3号ウに掲げる額	
	条例第11条の4第1項第4号アに規定する世帯に係る額	209円
	条例第11条の4第1項第4号イに規定する世帯に係る額	105円
	条例第11条の4第1項第4号ウに規定する世帯に係る額	157円